

告 示

埼玉県告示第千四十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和四年十月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

道路の種類	路線名	区 間
県道	川越所沢線	埼玉県所沢市東町四四一番四地先から 埼玉県所沢市御幸町四九九番一地先まで
県道	久米所沢線	埼玉県所沢市東町五〇一番地先から 埼玉県所沢市御幸町四九五番一地先まで